

会 議 録

1 会議名

第21回上越市開発審査会

2 議題（公開・非公開の別）

- (1) 上越市開発審査会付議特例措置基準に基づく許可処分について（公開）
- (2) 上越市開発審査会付議基準解説の見直しについて（公開）

3 開催日時

令和7年2月28日（金）午前10時から午前10時30分まで

4 開催場所

上越市役所第二庁舎 3階 2301会議室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）

・委 員：長谷川委員、山岸委員、斎藤委員

・事務局：都市整備部 長谷川参事

都市整備課 長壁副課長、藤井係長、村山主事

8 発言の内容

- (1) 開 会
- (2) 長谷川参事あいさつ
- (3) 会長の選出
会長：山岸委員
- (4) その他

○上越市開発審査会付議特例措置基準に基づく許可処分について（報告）

事務局

- ・配布資料「上越市開発審査会付議特例措置基準に基づく許可処分について」に基づき説明

<許可処分件数>

- ・分家住宅…4 件
- ・収用対象事業の施行に伴う建築物…2 件
- ・既存建築物の建替…2 件
- ・土地区画整理事業の施行された区域内における開発行為…1 件
- ・法に基づく許可を受けて又は許可を要しないものとして建築された後、適正に利用された建築物の限定事情による所有者変更等…3 件
- ・土地利用規制の適正化を行う集落区域内の住宅等の建築…32 件
- ・合計 44 件

事務局

- ・説明のあった報告案件について意見、質問等を求めた。
(意見、質問等なし)

○上越市開発審査会付議基準解説の見直しについて（報告）

事務局

- ・配布資料「上越市開発審査会付議基準解説の見直しについて」に基づき説明

<見直しの理由および内容>

- ・上越市開発審査会付議基準（23）「土地利用規制の適正化を行う集落区域内の住宅等の建築」の解説について、制度が施行されてから 10 年以上経過し、当初線引きした集落区域は地元関係者と調整が図られたものと考え、市街化調整区域の土地

利用をコントロールするためにも、原則として集落区域の拡大は行わないよう解説を見直すもの。

- ・災害の防止その他の事情を考慮して都市計画法施行令第 29 条の 9 各号に該当する区域は、原則として集落区域に含まれないことを追加。
- ・市街化調整区域において、無秩序な市街地の拡散を防止するため、原則として集落区域の変更は行わないことを追加。

事務局

- ・説明のあった報告案件について意見、質問等を求めた。

(意見、質問等なし)

(5) 閉 会

9 問合せ先

都市整備部都市整備課計画係 TEL : 025-520-5763

E-mail : toshi-keikaku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。